

議案第 69 号

議決第 号

始良市手数料条例の一部を改正する条例の件

始良市手数料条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020 年（令和 2 年）6 月 17 日提出

始 良 市 長 湯 元 敏 浩

始良市手数料条例の一部を改正する条例

始良市手数料条例（平成 22 年始良市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 2 号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 4 条第 1 項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項」に改める。

別表第 1 中

「

住民票の写しの交付及び記載事項証明	1 通につき	200 円
戸籍の附票の写しの交付及び記載事項証明	1 通につき	200 円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合その他再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1 枚につき	800 円
番号法第 7 条第 1 項に規定する通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合その他再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1 枚につき	500 円

」を

「

住民票の写し又は住民票の除票の写しの交付及び記載事項証明	1 通につき	200 円
戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付	1 通につき	200 円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合その他再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1 枚につき	800 円

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。